

津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案要綱

## 第一 水防法の一部改正

一 目的等の規定において、「津波」を明記すること。

二 水防計画について、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならぬものとする。

三 水防管理者等による巡視等の対象に津波防護施設を追加すること。

四 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、当該災害の発生に伴い浸入した水の排除等の特定緊急水防活動を行うことができるものとする。

五 津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波避難訓練に協力しなければならないものとする。

(第一条関係)

## 第二 建築基準法の一部改正

津波防災地域づくりに関する法律に基づく開発行為の許可を受けなければならない場合の擁壁について

は、確認検査等を要しないものとする。

(第二条関係)

### 第三 土地収用法の一部改正

津波防護施設に関する事業を、土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業とするものとする。

(第三条関係)

### 第四 気象業務法の一部改正

気象庁は、津波についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならぬものとする。

(第四条関係)

### 第五 自衛隊法の一部改正

防衛出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等が津波防護施設区域における許可を要する行為をしようとする場合については、津波防護施設管理者に通知することをもって足りるものとする。

(第五条関係)

### 第六 都市計画法の一部改正

- 一 都市施設に一団地の津波防災拠点市街地形成施設を追加すること。
- 二 津波災害特別警戒区域内の開発行為の許可に関し、津波防災地域づくりに関する法律上同区域におい

て許可を要する特定開発行為に対応した技術的基準及び手続の特例を設けるものとする。

(第六条関係)

#### 第七 景観法の一部改正

津波防護施設を特定公共施設として位置づけ、景観計画に景観重要公共施設である津波防護施設の整備に関する事項及びその占用の許可等の基準を定められるものとする。

(第七条関係)

#### 第八 国土交通省設置法の一部改正

社会資本整備審議会在所掌事務として、津波防災地域づくりに関する法律の規定によりその権限に属させられた事務を処理することを追加すること。

(第八条関係)

#### 第九 附則

この法律は、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日から施行すること。ただし、津波災害特別警戒区域に係る規定は、津波防災地域づくりに関する法律附則ただし書に規定する日から施行するものとする。

(附則関係)

#### 第十 その他所要の改正を行うものとする。